

事務連絡
平成 28 年 9 月 23 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

機能評価係数Ⅱの保険診療指数における
「病院情報の公表」に係る病院情報の集計条件等について

「病院情報の公表」については、平成 24 年度診療報酬改定に向けた検討の中で、機能評価係数Ⅱにおける追加導入を検討すべき項目（診療情報の提供や活用等、診療の透明化や改善の努力を評価）として検討が行われ、平成 28 年度診療報酬改定において、機能評価係数Ⅱの保険診療指数の新たな項目として「病院情報の公表」を追加導入することが了承されたところです。

平成 28 年度病院情報の公表の集計条件等について、別添の通りお知らせいたします。平成 28 年 8 月 10 日にお示ししたのから、明らかな誤植等の修正を行っておりますが、内容に変更はありません。

また、DPC 対象病院に対しては、別途、DPC 調査事務局を經由してご連絡いたします。

なお、平成 29 年度の機能評価係数Ⅱの保険診療指数においては、平成 28 年 10 月 1 日時点で「病院情報の公表」を行っている病院を評価します。

【別添】

- ・平成 28 年度 病院情報の公表の集計条件等について
- ・別紙「病院情報の公表」ページの作成手順